

20 独 評 委 第 7 号

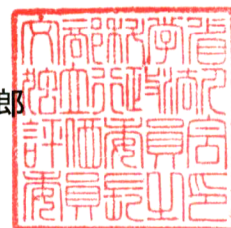
平成20年10月29日

独立行政法人防災科学技術研究所理事長

岡 田 義 光 殿

文部科学省独立行政法人評価委員会委員長

渡 邊 正 太 郎



平成19年度に係る入札・契約の適正化に係る追加評価の結果について（通知）

文部科学省独立行政法人評価委員会では、このたび、文部科学省所管の独立行政法人等の平成19年度に係る入札・契約の適正化に係る追加評価を行いましたので、独立行政法人通則法第32条第3項の規定に基づき、その結果を通知します。



平成19年度 入札・契約の適正化に係る追加評価

独立行政法人防災科学技術研究所

評価項目	評価結果	備考（実績等）
Ⅰ 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価		
1	契約方式、契約事務手続、公表事項等契約に係る規程類の適正性についての評価	防災科学技術研究所契約事務規程により、契約方式、契約事務手続、公表事項等について適切に規定している。 平成19年12月に当該規程の改正を行い、随意契約の限度額を国と同額となるよう適正化しており、随意契約の内容及び理由等については、規程に基づいて適切に公表している。また、平成20年1月から、一般競争入札についても、その内容等を「公共調達の適正化について（平成18年8月25日財務大臣）」に基づき公表しており、適正であると評価できる。
2	契約の適正実施確保のための取組（※1）についての評価	契約事務に係る執行体制と内部審査体制が整備され、これを踏まえた監事監査が行われており、契約の適正実施確保に適切な体制となっていると評価できる。 契約業務の競争性、透明性を高めるため、原則競争性のある契約に移行し、競争入札方式に伴う業務量の増大に適切に対応するため、平成20年2月に契約課を新設している。また、内部統制・ガバナンス強化のため監査・コンプライアンス室を平成19年4月に新設し、従来の監査業務に加え、研究費の不正使用などの法令違反を監視している。監事による監査は、これらの内部審査体制が適切に機能していることを確認の上、平成19年度監査実施計画に基づき実施されており、入札・契約の適正な実施について徹底したチェックがなされている。
3	「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況についての評価	「随意契約見直し計画」の達成に向け着実に推進されていると評価できる。 平成19年12月に契約事務規程の改正を行い、随意契約の限度額を国と同額となるよう適正に改正を行い、平成20年1月より原則として競争性のある契約に移行している。
Ⅱ 個々の契約に係る評価		
	監事による個々の契約のチェックプロセスや第三者によるチェックプロセスを把握した上で行う、契約における競争性・透明性の確保の観点からの、特定の契約（※2）に対する監事等によるチェックプロセスについての評価	契約における競争性・透明性の確保のための体制は適正に構築されており、個々の契約に関しても監事等によるチェックプロセスは適切なものであると評価できる。 関連公益法人との随意契約件数3件、落札率95%以上の入札件数117件、応札1者のみの入札件数86件であるが、いずれも当該プロセスに則って適切に行われている。落札率・応札1者については、研究開発の性質を考慮すれば適正であるとの監事による評価は妥当であるが、競争性・透明性をより一層高めるために、入札公告をウェブサイトに掲示するなど、入札参加希望者に広く周知するための措置を積極的に講じるべきである。

※1 契約事務の適正実施確保のためにとられている措置や体制（内部審査体制、外部審査体制、監事監査等）についての評価を記載（措置や体制がとられていない場合はその必要性について評価）

※2 関連公益法人との随意契約及び落札率が95%以上の契約（予定価格を公表していない場合は応札者が1者のみの契約）（500万円以上）を対象とする。500万円以上を対象としたときに該当する契約件数が多い場合は、契約金額上位30件程度が入る金額で下限を定める。